

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年3月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 10件

厚生年金保険関係 10件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000273号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000097号

第1 結論

請求者のA社における平成29年9月1日から平成30年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から平成30年6月までの標準報酬月額については、30万円から34万円とする。

平成29年9月から平成30年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から平成30年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年9月1日から平成30年7月1日まで

A社に勤務している期間の標準報酬月額が間違っていた。事業主の届出により記録訂正されたが、請求期間に係る年金記録については、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間の標準報酬月額は当初30万円と記録されていたところ、請求者から提出された給与支給明細書及びA社から提出された請求者の給与支給額、社会保険料控除額等が記載された資料(以下「賃金台帳」という。)により、請求者の請求期間に係る報酬月額(33万7,000円)及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(34万円)は、オンライン記録により確認できる保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額(30万円)を超えていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額並びに厚生年金保険料控除額から34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年11月18日に年金事務所に提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000288号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000088号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月25日は18万5,000円に、平成22年8月10日は15万3,000円に、平成23年8月15日は14万2,000円に、同年12月9日は14万3,000円に、平成24年8月10日は17万2,000円に、同年12月20日は18万7,000円に、平成25年8月9日は15万円に、同年12月20日は18万円に訂正することが必要である。

平成21年12月25日、平成22年8月10日、平成23年8月15日、同年12月9日、平成24年8月10日、同年12月20日、平成25年8月9日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月15日、同年12月9日、平成25年8月9日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、平成21年12月25日、平成22年8月10日、平成24年8月10日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月25日
② 平成22年8月10日
③ 平成22年12月10日
④ 平成23年8月15日
⑤ 平成23年12月9日
⑥ 平成24年8月10日
⑦ 平成24年12月20日
⑧ 平成25年8月9日
⑨ 平成25年12月20日

各請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る

賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②並びに④から⑨まで（以下「訂正期間」という。）については、支給及び控除資料（請求者から提出された預金通帳の写し及び平成25年8月に係る賞与支払明細書、B市より提出された平成24年度及び平成25年度市民税・県民税課税証明書並びに訂正期間に係る同僚の賞与支払明細書をいう。以下同じ。）、訂正期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は当該訂正期間にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の訂正期間に係る標準賞与額について、支給及び控除資料により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は18万5,000円、請求期間②は15万3,000円、請求期間④は14万2,000円、請求期間⑤は14万3,000円、請求期間⑥は17万2,000円、請求期間⑦は18万7,000円、請求期間⑧は15万円、請求期間⑨は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、訂正期間について、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているが、請求期間④、⑤、⑧及び⑨については、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求期間①、②、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間③については、A社から賃金台帳等の賞与の支給額、厚生年金保険料控除額を確認できる資料を得られないほか、請求者から提出された預金通帳の写しにより確認できる振込額（賞与分及び給与分が合算）及びB市から提出された平成23年度市民税・県民税課税証明書から当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推定することはできない。

このほか、請求者の請求期間③における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認及び推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間

③における標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000289号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000089号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月15日の標準賞与額を5万円に、平成27年8月14日の標準賞与額を13万円に、同年12月15日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成26年12月15日、平成27年8月14日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、平成26年12月15日及び平成27年8月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月15日
② 平成27年8月14日
③ 平成27年12月15日

各請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

各請求期間については、請求者から提出された預金通帳の写し及び各請求期間に係る同僚の賞与支払明細書(以下「支給及び控除資料」という。)、各請求期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は各請求期間にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

請求者の各請求期間に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万円、請求期間②は13万円、請求期間③は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、各請求期間について、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞

与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているが、請求期間③については、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000290号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000090号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月6日の標準賞与額を3万1,000円に訂正することが必要である。

平成22年8月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年8月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年8月6日

請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、請求者から提出された預金通帳の写し及び請求期間に係る同僚の賞与支払明細書(以下「支給及び控除資料」という。)、請求期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は請求期間にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から3万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000291号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000091号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年8月25日の標準賞与額を14万7,000円に、同年12月15日及び平成27年8月14日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成26年8月25日、同年12月25日及び平成27年8月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、同年12月15日及び平成27年8月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年8月25日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から15万円に訂正することが必要である。

なお、平成26年8月25日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年8月25日
② 平成26年12月25日
③ 平成27年8月14日

各請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 各請求期間については、請求者から提出された預金通帳の写し、請求期間①に係る賞与支払明細書及び各請求期間に係る同僚の賞与支払明細書(以下「支給及び控除資料」という。)、各

請求期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は各請求期間にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の各請求期間に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は14万7,000円、請求期間②及び③は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、各請求期間について、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているが、請求期間①については、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、前述の賞与支払明細書により、請求者は、当該期間にA社から15万円の賞与を支給されたことが確認できることから、標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000304号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000098号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年10月3日に、喪失年月日を平成20年4月1日に訂正し、平成19年10月から平成20年3月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成19年10月3日から平成20年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年10月1日から平成20年4月1日まで

請求期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を納めていたが年金記録に反映されていないので、調査の上年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 雇用保険の加入記録、請求者から提出されたA社に係る「社員住所録」、同社から提出された平成19年10月から平成20年3月までの「給与額一覧表」及び同僚の回答により、請求期間のうち平成19年10月3日から平成20年3月31日までの期間について、請求者が同社に勤務していたことが認められ、事業主の回答並びに請求期間の始期と近接した時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に係る雇用保険及び厚生年金保険の加入状況から判断すると、請求者は厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

また、上記「給与額一覧表」、事業主の陳述、請求者に係る雇用保険の加入記録及び日本年金機構の回答から判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は18万円であると認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記「給与額一覧表」によると、請求者の給与から厚生年金保

険料が控除されていないことが確認でき、請求期間当時の社会保険事務及び給与計算事務を行っていた事業主は、請求者の厚生年金保険の届出及び保険料納付を行っておらず、その理由はわからない旨回答及び陳述しており、このほかに、厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 19 年 10 月 3 日、喪失年月日は平成 20 年 4 月 1 日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を 18 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち平成 19 年 10 月 1 日及び同年 10 月 2 日については、A社に係る雇用保険の加入記録が確認できず、請求者から提出された「社員住所録」において入社年月日が平成 19 年 10 月 3 日と記載されており、当該期間について同社における勤務を確認できる資料はないことから、当該期間を同社における請求者の厚生年金保険の被保険者期間と認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000310号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000092号

第1 結論

請求者のA社における平成28年6月10日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成28年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和54年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年6月

請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び請求期間に係る同僚の賞与支払明細書(以下「支給及び控除資料」という。)、請求期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は平成28年6月10日にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

請求者の平成28年6月10日の賞与に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から5万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成28年6月10日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000313号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000093号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月22日の標準賞与額を6万9,000円に、平成23年12月15日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成21年12月22日及び平成23年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められ、平成23年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務については履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月

② 平成23年12月

各請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

各請求期間については、金融機関から提出された請求者の「流動性元帳」及び各請求期間に係る同僚の賞与支払明細書(以下「支給及び控除資料」という。)、各請求期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は平成21年12月22日及び平成23年12月15日にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の各請求期間に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は6万9,000円、請求期間②は10万円とす

ることが必要である。

なお、事業主は、各請求期間について、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月 1 日以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているところ、請求期間①についてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している当該期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000369号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000094号

第1 結論

1 請求期間①から⑭までについて、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑭までに係る別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①、②、③、⑥、⑦、⑪、⑫及び⑭に係る別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められ、請求期間④、⑤、⑧、⑨、⑩及び⑬の同表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑨及び⑩について、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑨及び⑩に係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月
② 平成22年8月
③ 平成22年12月
④ 平成23年8月
⑤ 平成23年12月
⑥ 平成24年8月
⑦ 平成24年12月

- ⑧ 平成 25 年 8 月
- ⑨ 平成 25 年 12 月
- ⑩ 平成 26 年 8 月
- ⑪ 平成 26 年 12 月
- ⑫ 平成 27 年 8 月
- ⑬ 平成 27 年 12 月
- ⑭ 平成 28 年 6 月

各請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑭までについては、支給及び控除資料（請求者から提出された預金通帳の写し、賞与支払明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに請求期間①、⑧及び⑬に係る同僚の賞与支払明細書をいう。以下同じ。）、当該期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者はA社から、別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額について、支給及び控除資料により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、請求期間①から⑭までについて、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているところ、請求期間①、②、③、⑥、⑦、⑪、⑫及び⑭に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が請求期間④、⑤、⑧、⑨、⑩及び⑬に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している当該期間にA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

- 2 請求期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑨及び⑩について、前述の賞与支払明細書により、請求者は、A社から別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日に同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給されたことが確認できることから、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給年月日	賞与支給額 に基づく 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による 標準賞与額	厚生年金保険法 75条本文 訂正による 標準賞与額
①平成21年12月	平成21年12月25日	17万円	16万7,000円	16万7,000円	
②平成22年8月	平成22年8月10日	15万円	15万円	15万円	
③平成22年12月	平成22年12月10日	17万円	16万7,000円	16万7,000円	17万円
④平成23年8月	平成23年8月15日	15万円	14万7,000円	14万7,000円	15万円
⑤平成23年12月	平成23年12月9日	17万円	16万3,000円	16万3,000円	17万円
⑥平成24年8月	平成24年8月10日	15万円	14万4,000円	14万4,000円	15万円
⑦平成24年12月	平成24年12月20日	15万円	14万1,000円	14万1,000円	15万円
⑧平成25年8月	平成25年8月9日	14万8,000円	14万8,000円	14万8,000円	
⑨平成25年12月	平成25年12月20日	15万円	14万7,000円	14万7,000円	15万円
⑩平成26年8月	平成26年8月25日	13万円	12万8,000円	12万8,000円	13万円
⑪平成26年12月	平成26年12月25日	15万円	15万円	15万円	
⑫平成27年8月	平成27年8月14日	15万円	15万円	15万円	
⑬平成27年12月	平成27年12月25日	17万円	17万円	17万円	
⑭平成28年6月	平成28年6月10日	17万円	17万円	17万円	

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000370号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000095号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成23年8月8日は3万円に、同年12月15日は8万円に、平成24年8月16日は15万円に、同年12月14日は20万円に、平成25年8月15日は15万円に、同年12月13日は22万6,000円に、平成26年8月15日は15万円に訂正することが必要である。

平成23年8月8日、同年12月15日、平成24年8月16日、同年12月14日、平成25年8月15日、同年12月13日及び平成26年8月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月8日、同年12月15日、平成25年8月15日、同年12月13日及び平成26年8月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、平成24年8月16日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成25年12月13日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から23万円に訂正することが必要である。

なお、平成25年12月13日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年8月
② 平成23年12月
③ 平成24年8月
④ 平成24年12月
⑤ 平成25年8月
⑥ 平成25年12月
⑦ 平成26年8月

各請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 各請求期間については、請求者から提出された預金通帳の写し、事業主から提出された平成25年冬季賞与に係る一覧及び各請求期間に係る同僚の賞与支払明細書（以下「支給及び控除資料」という。）、各請求期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は平成23年8月8日、同年12月15日、平成24年8月16日、同年12月14日、平成25年8月15日、同年12月13日及び平成26年8月15日にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の各請求期間に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成23年8月8日は3万円、同年12月15日は8万円、平成24年8月16日は15万円、同年12月14日は20万円、平成25年8月15日は15万円、同年12月13日は22万6,000円、平成26年8月15日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、各請求期間について、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているが、請求期間①、②、⑤、⑥及び⑦については、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求期間③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間⑥について、前述の平成25年冬季賞与に係る一覧により、請求者は、当該期間にA社から23万円の賞与を支給されたことが確認できることから、標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認めら

れず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000285号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第2000003号

第1 結論

請求期間のうち、昭和42年4月10日から昭和45年3月1日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年3月23日から昭和45年3月1日まで

支給済期間 : ① 昭和36年3月23日から昭和39年4月1日まで
② 昭和42年4月10日から昭和45年3月1日まで

今年の初め頃年金請求漏れの封書が来たが、それには心あたりがないと思いつつ、A社に勤めていたことを思い出した。記憶では、B社に勤務した期間については、脱退手当金をもらったが、A社に勤務した期間については、脱退手当金をもらっていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、支給済期間①のB社に勤務した期間について、脱退手当金をもらったと陳述しているが、同社の請求者に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されておらず、一方、支給済期間②のA社に勤務した期間については、脱退手当金をもらっていないと主張しているが、同社の請求者に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できることから、請求者の主張と相違していることが認められる。

また、オンライン記録によると、請求者が受給を認めている支給済期間①と受給を認めていない支給済期間②は、合算して脱退手当金が支給されたこととなっている上、最終事業所であるA社に係る事業所の整理記号番号、支給年月日及び支給額が記録され、支給済期間①と支給済期間②を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者から聴取しても、支給済期間②について脱退手当金を受給した記憶がないと

いうほかに、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、支給済期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000357号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000096号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(以下「請求対象事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年5月1日から昭和57年4月1日まで

請求対象事業所に昭和53年4月から入社し、1年間は見習いだったが昭和54年5月からは正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された財団法人B会の身分証明書に記載されている入所年月日、請求対象事業所の現在の事業主及び事務担当者の陳述並びに複数の同僚の回答から、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求対象事業所は、火災により当時の資料等を全て焼失した旨回答しており、請求期間当時の事業主並びに請求期間当時の給与及び社会保険事務担当者も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における給与の支給額及び厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない。

また、請求対象事業所に係る事業所別被保険者名簿から請求者の氏名を確認したものの、請求期間について請求者が同社の厚生年金保険被保険者であったことは確認できず、健康保険被保険者証の番号(厚年整理番号)に欠番もない。

さらに、請求者は、請求対象事業所から年金手帳を受け取った際、氏名が「*」で記載されていたことから名前を訂正してもらった旨陳述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び事業所別被保険者名簿から請求者の氏名を確認したものの、当該氏名での年金記録は確認することができず、オンライン記録により氏名検索を行ったが、同社において当該氏名に該当する年金記録は確認できない。

加えて、請求者は請求対象事業所から給与として支給されたと主張する支払金額が記載され

ている給料袋を提出しているが、具体的な給与支給年月日の記載がなく、給与明細書も確認できないことから、請求者の請求期間における給与の支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、請求者は、同僚と同じく正社員となった昭和 54 年 5 月 1 日から厚生年金保険に加入したと主張していることから、複数の同僚に請求者及び請求期間当時の請求対象事業所の厚生年金保険の取扱いについて照会を行ったところ、請求者と同時期に同社に入社し、同じ仕事を行っていたと回答している複数の同僚について、昭和 54 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録が確認できる者と、請求期間の一部又は全部の期間において厚生年金保険被保険者記録がない者が確認できる。さらに、請求者は請求対象事業所に昭和 53 年 4 月に入社したと主張しているが、その翌年に入社したと回答している複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日についても、入社から 1 年後のほか、3 年後の者も見受けられる。これらのことから、請求対象事業所は、請求期間当時、厚生年金保険の資格取得時期について全ての従業員に対して必ずしも同じ取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。